平成２９年（フ）第３６２号
仙台市宮城野区新田東１丁目７番地の１　小鶴八番館406
破産者　蝦名　　勝
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８９号
仙台市宮城野区田子１丁目17番85号　ディアコートⅡ―106
破産者　佐藤　翔太
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９６号
宮城県岩沼市末広２丁目３番８号
破産者　吉原富美江
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１１号
さいたま市北区日進町２―1732―１　第三不動コーポ101号室、住民票上の住所さいたま市北区日進町１丁目732番地17
破産者　阿部　孝延
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６１号
埼玉県草加市柿木町562番地
破産者　宮西　賢治
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第８９号
埼玉県草加市松江３丁目１番40号　ことぶきハイツ103号
破産者　岩切　大輔
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９０号
愛知県犬山市大字羽黒字堂ケ洞20番地193
破産者　小野　永生
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２９１号
愛知県犬山市大字羽黒字堂ケ洞20番地193
破産者　小野　敬子
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２５４号
大阪府茨木市並木町19番10号　ビュー並木203号
破産者　北摂ダイヤ工業こと　藤井　　孝
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９８号
広島市安佐北区安佐町大字小河内947番地
破産者　上本　匡成
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５７号
福岡市南区寺塚１丁目７番41―302号
破産者　ミュージックステージスターこと　池田由美子
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５１号
秋田市高陽幸町４－２　シティよしみ101、住民票上の住所秋田市飯島西袋２丁目15番30号
破産者　櫻庭　由樹
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２号
新潟県上越市本町６丁目１番18号
破産者　多田　　新
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第４号
石川県野々市市菅原町23番13号　菅原団地県営住宅４棟３号、住民票上の住所金沢市神田２丁目15番16号　信開ドヌール神田607号
破産者　丸隆工業こと　橋正　隆志
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４号
岐阜県大垣市青柳町３丁目178番地１　フジアパート　Ｆ
破産者　宮内　　隆
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２号
静岡県藤枝市音羽町６丁目２番地の６、旧住所静岡県焼津市東小川２丁目13番地の５
破産者　小林　章良
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６３号
大分市大手町３丁目８番６号（第１皐月マンション605）
破産者　渡邊亜紀子
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係